

平成26年度第9回「墨田区子ども・子育て会議」、 「乳幼児ワーキンググループ」議事要旨

日時：平成26年10月8日（水）午後6時40分～8時40分

会場：すみだリバーサイドホール会議室

次 第

1 開会

2 議題

議 題	資料
(1) 支給認定決定通知書について	資料1
(2) 保育標準時間と保育短時間について	資料2・3
(3) 保育料（利用者負担額）の設定について	資料4
(4) 保育の必要性認定・指数（優先順位）の設定について	資料5・6
(5) その他	

3 次回の予定

日 時：平成26年11月5日（水）午後6時30分～8時30分

会 場：区役所122会議室

主な議題：「（仮称）墨田区子ども・子育て支援事業計画」骨子案について

4 閉会

配布資料

資料1	支給認定決定通知書・支給認定証（案）【第3版】
資料2	保育標準時間と保育短時間について（案）
資料3	保育利用実態調査結果（H26.10.8）
資料4	墨田区子ども・子育て支援新制度にかかる保育料（利用者負担額）について（原案）
資料5	保育の必要性認定・指数（優先順位）（イメージ）
資料6	有効期間・保育時間（案）の一覧

出席者(敬称略)

委員

長田 朋久(横川さくら保育園長)
高嶋 景子(田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科准教授)
杉浦 浄澄(江東学園幼稚園副園長)
西島 由美(にしじま小児科院長)
佐藤 まり子(ムーミン保育室施設長)
賀川 祐二(NPO 法人 病児保育を作る会代表理事)
本多 美絵子(両国幼稚園副園長)
佐藤 摩耶子(公募)
荘司 美幸(公募)
多胡 晴子(公募)
徳野 奈穂子(公募)
青塚 史子(太平保育園長)

< 欠席委員 >

財津 亜紀子(文花子育てひろば施設長)
貞松 成(株式会社 global bridge 代表取締役)
荒木 尚子(緑幼稚園長)

< 傍聴 >

なし

管理職出席者

関口 芳正(子ども・子育て支援担当部長)、小倉 孝弘(子育て支援課長)、鈴木 一郎(子ども課長)

事務局出席者(検討チーム含む)

浦辺・井場・遠藤・松本・杉崎・長山・水野(久)・坂田・杉田・高橋・水野(末)・小川・田村・酒井
事務局(株)地域総合計画研究所
大鹿・佐々木

1 開会

委員	これより、乳幼児ワーキンググループ（以下、WG）を始める。
----	-------------------------------

2 議題

(1) 支給認定決定通知書について

事務局	（資料1について説明）
委員	上の方に認定年月日が入っていて、有効期間は下の方に入っているが、認定年月日というのはすごく大事なのか。不服申し立てのためにこれが必要ということか。
事務局	そうである。
委員	保護者欄に生年月日だけ書いてあるが、続柄は必要ないか。認定事由に名前が入らないということは、その保護者がこの人かどうかというのは分からない。事由のところは続柄は書かないで、その人の名前を書いたほうがいいかもしれない。
委員	これだと、保護者氏名に載っている方と、認定事由にかかってくる方との関係性が分からない。
事務局	他区の状況も踏まえ、検討したい。
委員	1号の方の場合、認定事由は何が書かれるのか。
事務局	横線が入る。
委員	裏面の1の(4)で、認定有効期間に変更が必要な場合とあるが、認定有効期間に変更が必要となるケースはどういうものか。申請する時に、認定有効期間も一緒に申請側が指定して申請するのか。
事務局	例えば、求職活動をしていると90日の期間である。求職活動だと、就労が決まれば、就労と認定期間が変わってくる。事由が変われば認定期間が変わる場合があり得る。申請時は期間を指定しての申請となる。
委員	有効期間を経過した時は墨田区にお返しくださいとあるが、破棄できないということか。事務処理が大変にならないか。また、すべて毎回毎回なのか、郵送や区役所への持参などどうしたらいいのか、保護者から見ると分かりづらい。
事務局	悪用されることはないと思うが、そういう防止のためにも、原則はお返しいただきたい。
委員	これは、園で集めて管理をし、卒園のときには取りまとめて区の方に返すということで、入園後は園の管理下に置いてしまっているのか。
事務局	園にお願いする場合はあるかもしれないが、基本は個人だと考える。
委員	私立幼稚園の場合、園が保護者に代わって区に申請書を出すため、その認定証が出来上がったら、園を通して保護者に配る。
委員	配った後に、園で確認のためにコピーか何かの提出は求めても構わないか。
委員	その前に、区から新入園児の認定証は全部、園に来るため、そこでチェックして保護者に配布すれば良い。たぶん、そのときに認定証とセットで、一覧表のようなものも一緒に来るだろう。
委員	フルタイムで働いていたがパートタイムになり、急に週40時間だったのが20時間にな

	<p>った場合、対応はどうなるのか。また、認定証の続柄について、法律上、保護者とされる人が入ってくる場合、例えば、両親が離婚しているが、事実上みんな一緒に住んでいる場合のチェックなど、現在、どのようにしていて、今後はどうするのか。</p>
事務局	<p>1点目については、保育の必要量で、保育標準時間で入っている人が、時間が変わると今度は保育短時間にならなければいけない。年度の途中で変わった場合、何も言わなければ分からないためにスルーされる。ただし、保育標準時間の人がパートに変わって短くなったときに、保育料を安くして短時間にするという選択をすると思うため、そこで申請が上がってくると思う。なお、1年に1回は必ずチェックがある。</p> <p>2点目については、あくまでも実態のため、同じ家に住んでいれば、両方を書く。一人親なら一人しか書かないが、住人であったら確認できる。</p>
委員	<p>同居の親族を書かなければいけないところがある。</p>
委員	<p>実態調査などはされていない。一人暮らしの方が退院される際、書面上、離婚しているが、実は配偶者がいるという話はよくある。保育園でも、わざと別れてといった話をよく聞く。</p>
委員	<p>例えば、標準時間で子どもを預けている場合、就労証明では標準時間となるが、途中で祖母が迎えに来るため、安い保育料の短時間とすることは可能か。</p>
事務局	<p>早く迎えに来る申し出はしてもらっても、基本は就労証明に基づく。</p>
委員	<p>初めから8時間でいいということで、11時間も預けたくない場合もある。</p>
事務局	<p>その11時間の中で迎えに行くこととなる。本来ならば、祖母が面倒を見ているという状態になる。</p>
委員	<p>それは検討してほしい。祖母は短時間労働なので、早く仕事が終わって迎えには行ける。</p>
事務局	<p>申請では就労証明を提出して保育標準時間の認定を受け、保育園に行くだろうが、実際は8時間で迎えに来られ、実は短時間でいいとなったら、短時間に変更の申し込みをする。</p>
委員	<p>就労証明書では標準時間となるが、それは就労証明書と合っていないくても、受け入れてもらえるのか。</p>
事務局	<p>就労していても、他に見ることができる人がいたりすれば、時間が短くなる。</p>
委員	<p>就労証明書はそうだが、実際には祖母がいるから8時間しか利用しないという申し出をするのが本来の筋である。</p>
委員	<p>園ではシフトの関係もあることから、迎えはなるべく早く来るよう頼んでいる。その中で、17時まで要らない人や、毎日使わずに週に3日の労働の人が出てきた場合、金額が同じだったら最大限、利用して、迎えに来なくなってしまうのではないか。</p>
委員	<p>裏面の枠内の認定区分の文章において、教育を希望される場合と保育を希望される場合とあるが、保護者からすれば、ここの教育と保育は何を指しているか、これだけだと分かりにくいのではないか。</p>
事務局	<p>保育の定義を入れた方が良いと思うが、ご意見をいただければありがたい。2号の場合、認定こども園、ないしは保育所での保育となるが、その保育は教育保育になる。そういう長い意味のため、保育は保育所自身に基づく保育なのか、どういう表現をすればいいのか苦慮している。</p>
委員	<p>実際は長時間、預かってもらう必要があるかないかだと思うが、法律上の表現の決まりやしぼりはあるのか。</p>

委員	教育ではなく幼稚園もしくは認定こども園を希望される場合や、保育ではなく認定こども園もしくは保育所を希望する場合には、すごく分かりやすい。ただ、長くなってしまふ。
事務局	1号は、幼稚園等で教育を希望される場合、2号と3号は、保育園等で保育を希望する場合である。ただ、2号認定の方には認定こども園の場合もあるため、例外的なものを全部含めて認定区分を分かりやすくしようとすると、また難しいことになる。
委員	そうしたことをすべて3行くらいにまとめて、認定証の裏に表現するのは難しいため、パンフレットをご覧くださいといった形にしてはどうか。
事務局	多くの方が分かってくれるようにするには、1号は幼稚園などで教育を希望される場合、2号と3号は保育所などで保育を希望される場合、という形で理解できるようになるだろう。
委員	多くの意見が出たが、それらを踏まえて、17日の親会議までに再考していただき、提案いただきたい。

(2) 保育標準時間と保育短時間について

事務局	(資料2、資料3について説明)
委員	3号認定で1カ月、2万7100円の人の場合、1時間延長するとプラス1350円ということか。
事務局	それは30分の延長である。
委員	では、1時間だとプラス2700円となり、そのくらいであれば、保護者も便利に使えるかと思う。
委員	今、全体の認可保育園の在園児数は、どのくらいか。
事務局	4500人弱である。
委員	回収率は87%で、4500人ぐらいのうち、短時間の認定になりそうな保護者は600人ぐらいで、15%ぐらいである。85%は、ほとんど標準時間の保護者とみて良い。
委員	実際には、延長を申し込んでも枠がいっぱいと言われて入れなかったこともあったため、これは現状であって、入りたい人となると違うのではないか。
事務局	現状の保育標準時間では、延長の場合は人がいなくなるために枠を作っているため、その枠の中に申し込んでもらい、その中でさらに選考を受けないと入れない。ところが、保育短時間の場合は11時間開所しているため、職員も配置されていることから受け入れは可能で、枠を設ける必要はないと考えている。
委員	保育園側としては、たとえ全員が申し込んだとしても、大丈夫ということか。
事務局	保育短時間の方が全員、申し込むということはあるまいだろうが、そうである。
委員	公設公営では、8時半からと8時45分からのところを合わせると181となり、9時から5時までよりも人数が多い。公立保育園の園長会での意見としては、今でも9時までの登園をして、たっぷり遊んで活動したい、早く来て活動をたくさんしたいということもあり、9時ではなくて、8時半から4時半の方がいいのではないかという意見は出ていた。行事等、こちらの都合で早く来てもらうことも多々あるため、8時半でスタートできれば良いという意見があった。
委員	そうすると、公立保育園は8時半に設定して、公設民営と私立は9時でやるという意見

	でよいか。
委員	確かに集計の結果は9時から17時が一番多いが、8時半や8時45分を合わせた213という数字から、飛び抜けて9時から17時だけでもないという思いはある。そのたびに延長料金の発生や保育料などが出てくると、保護者にとっていかがかと思う。
委員	一方で、8時半に設定すると、245人の保護者は延長保育料を払わなくてはならなくなる。
委員	みんな8時間となっているが、この人たちは本当に17時までいるのか。
委員	17時までが通常保育という形になっているため、そこまで使っているところは確かにある。そのため、例えば、4時半という設定だと、そこに合わせてくるという気もしないではない。
委員	9時から17時というのは、国の枠組みでの標準時間か。
事務局	8時間が国の枠組みである。
委員	姉妹園では、8時半から4時半が通常保育時間帯としており、その中で、こういう場合は早く来てほしいとしている。おやつを食べさせて、帰りの支度などをしていると、4時半に帰りの会をするのがベストな時間で良いと思う。職員も、早番で7時から出勤している職員が、この時間から退勤していくことになるため、なるべく4時台の早いうちに迎えに来てくれていた方がやりやすい。
委員	小学校の開始時間などを考えると、子どもにとって9時は少し遅いし、5時はもう暗くなってしまいう時間なので、だったら4時半で明るいうちに迎えに行った方が、子ども目線で考えるといいと思う。
委員	前回、そういう意見があり、実態調査をすとなつて調査をした。
委員	実態調査だが、これは30分ごとになっているため、8時半と8時45分を足したら、ほぼ同じにならないか。園ごとに決めるのは駄目なのか。保育標準時間は、区で何時と決めなければいけないのか。
事務局	基本は園ごとになっているが、公立と私立は合わせた方がいいのではないかという議論になり、このような形になっている。
委員	墨田区は、場所によってフルタイムの母親の数かなり違う。子ども目線で考えると、全員が早い延長を申し込んでしまったら、園の職員も大変だろう。
委員	ところが、入園選考で、その園に入れるとは限らない。
事務局	施設長からすれば、各施設が時間を選んでくれというのは難しいだろう。この人には優遇して、この人は駄目というように判断しなければいけなくなってしまう。だから、それは役所の方で背負って決めてしまった方が良く考える。各園長にお任せする方が辛いのではないか。
委員	別々でない方が良くだろう。
委員	保育園の選考に当たり、延長保育ができる園とできない園、7時15分までの園と8時15分までの園というのが一覧に載っているため、それが一つの選考基準となっている。バラバラになっていることが必ずしも親のデメリットになるかというと、それは違うと思う。
委員	ただ、実際にはそこに入れず、6時15分までの園に入ってしまったら、二重保育を余儀なくされている保護者はまさに被害者のような感じで、なるべくそういうことは防ごうという考え方である。

委員	理想を言うと、全部の園が24時間保育をするのが理想だが、それは難しいため、園によってばらつきがあってもいいのではないか。全園が8時15分まで延長ができるのが一番良いシステムだと思うが、難しいようであれば、できる園でやってもらうのが良い。
事務局	今、話をしているのは、基本的に保育短時間の時間設定のため、延長の話とは違う。11時間開所の中で、どのようにコアな部分を設定するかという話である。そのコアな時間を設定しないと、カリキュラムもあるし、子どもの育ちをその時間の中でどう作るかというのがあるため、それは設定しなければいけない。
委員	9時から17時が一番多いという結果以外に、9時にこだわっている理由はあるのか。
事務局	ない。制度設計のため、一番多いところで決めようというのが基本的ではないか。それを超えたところは特別な制度を新たに設けていこうという話になるため、30分刻みの延長を設ける制度設計ではいかがかとしている。
委員	9時から17時を選んでいる方たちは、8時間という括りのため、5時までと選んでいるが、この中には4時半に迎えに来られる保護者の方もいると考えると、ニーズとして一番多いのは8時半ぐらいからではないか。
委員	そうしたら、朝も同じことではないか。朝に8時半から来ている人が、その制度になったら、9時から来るというのに合わせられる可能性もある。
委員	朝はおそらく、必要があって、朝早いのではないか。
委員	これで8時半に設定をしたら、245人という最大の人たちに対して、なぜ9時から17時に設定しないのかという明確な理由を区としては用意しなくてはならない。一般の人からすると、そこは納得がいかない部分なのではないか。
委員	ニーズはばらけており、ここの数字に表れない部分で親の就労があるため、それを言い出したら、とてもきりがなくて、きりがいいことをどうやって決めるかというのは、やはり子どもの育ちかと思う。墨田区としての保育園のあり方というか、子どもの育ちをどう考えるかというところに焦点を当てると、時間は単純に9時から17時が多いからここだというような選択はいかがかと思う。
委員	今の保育園の11時間の範囲内において、これは8時間しか利用していない人であり、園がこの時間に来てほしいと言ってこの時間を利用しているわけではなく、あくまでも親が自主的にこの時間に来て、この時間にお迎えに来ている人の調査である。
委員	7時間や6時間の人は、数字に入っているのか。また、どこに入っているのか。
委員	7時間や6時間は入っているが、8時間を超えている人は入っていない。また、どこに入っているかは分からない。
委員	朝の始まりのところで、切っているのではないか。
委員	母としては、自分は3時に終わっても、5時まで預かってもらえるなら、5時ぎりぎりに迎えに行く。
委員	朝は母親が仕事に行く時間に合わせて送りをしており、これから会社という人が9割以上である。ただ、帰りは買い物が終わって来たという人もいる。
委員	保育のあり方とかを考えると、次の小学校の始まりの時間を考えて、小学校の一つ前の子はなるべく早く来ましようという指導するとの意見がすごく印象的だった。そういう視点から考えると、早くずらすというのは、その後の小学校生活への流れをスムーズにするということで、大きな理由になるのではないか。保育のあり方を小学校につなげ、子どもの生活を

	考えて変えるかどうかというのは、一つの大きな視点だと思う。
委員	幼稚園は9時や10時からのため、それだと、幼稚園の子たちはどうするのかとなってしまふ。
事務局	時間設定については、例えば、認定こども園になったことも考えて設定をしていただきたい。認定こども園だと、どこがコアの時間帯になっていくのかというところで、開始時間をどこで考えていったらいいのか、問題になっているのは、8時半から始めるか、9時から始めるかの話だろう。
委員	8時45分で、15分延長はないか。
委員	保育園に入れるか入れないかは、標準時間と短時間の人に分けているのか。
事務局	選考は一緒にやるため、分けていない。
委員	意見は受けたため、意見を踏まえて、次回の親会議に投げかける。

(3) 保育料(利用者負担額)の設定について

事務局	(資料4について説明)
委員	消費税を上げる判断は間に合わないか。それがないと、29年度までに質の担保ができなくなる場合もあるか。
事務局	今年度の11月に出して、12月に募集を始めるため、国がそこまで決めればいいが、間に合わないのではないか。国の言っている質の担保は、職員の配置増や職員研修の充実の経費と言っているため、全部が保証されなくても、ある程度は保証されると見込んでいる。
委員	国の案では、低所得者は3割ぐらいで、最高額の所得者は8割や9割で、0歳から2歳までの人は、最高額だと保育料を年間100万円払う。所得が多いと税金も高い。税金を多く払って貢献していると思うが、それで0歳児が2人いたら150万というのは高くないか。
事務局	保育料の決め方はどこで決めるかという、所得で決める。
委員	下は3割なのに、どうして上は8割なのか、同じように3割とか、同じように8割だったらそれなりに納得できるが、あまりにも重くないか。これだと、高額所得者はみんな出ていってしまう。
事務局	墨田区は保育料を改定していなかったが、他区は高額所得者の保育料をずっと上げてきている。福祉の法律の中では、だいたい所得ベースである。
委員	国の言い分としては、最高額の親から10万4000円取りなさいというのが、今の児童福祉法の考え方であるが、それを墨田区が8万4500円まで減額してくれていると思っていただくと良い。
事務局	所得との比率で見ると、極端に比率が上がっているというようにも思えない。社会保険は単純に率で、おかしい数字ではないと思う。
委員	消費税が上がってから保育料を上げるのは大変ではないか。先に上げてしまって、消費税が上がった方がいいのではないか。
委員	3年刻み、もしくは5年刻みで段階的に引き上げという案を今回、提示していただいたが、どちらがよろしいか。
委員	どちらがいいかというと5年になる。
委員	3年にすることによって、施設の整備が早くなるのであれば、理解もあるかと思う。

事務局	経過としては、計画に基づくものである。要は、長引けば長引くだけ、税金でそこを補てんしており、量を拡大すれば、さらに多くの負担をしなければいけない。やはり相応分の負担は必要で、地方に行くとな国が定める基準で払っており、そういう意味からするとかなり減額されている中での提案である。また、短時間の方を選べば、基本的には変わらない中でいけるということである。
委員	WGとしては、できるだけ5年の方向でお願いしたいが、3年という提案も聞いたということとする。

(4) 保育の必要性認定・指数(優先順位)の設定について

事務局	<p>9月27日の説明会後に、認可保育園の選考基準における障害児の配慮について、メールで意見が寄せられた。</p> <p>内容は、来年度、1歳の子どもを認可保育園に入れたいが、先天性の発達の遅れがあり、診断による病名もある。医療行為は不要で、同様の子どもも保育園に行っているため、集団保育に問題はないが、診断名があるために障害児としての入園になるだろう。区に相談したところ、障害時の場合は選択肢が限定されることが分かり、認証保育所からは職員の加配が必要な場合は認可保育園の方でお願いしますとのことであった。小規模保育では、利用案内に健康な子どもという定義があり難しいと思われる。集団保育に問題がなくても、認可保育園に入れなかった場合、他での受入れが難しい。現在の選考基準ではこうした規定はないが、健常児のように認可外での受入れを探すのが難しい障害児について、検討をお願いしたい。また、新制度移行時には、利用調整の段階で障害児への配慮をお願いしたい。また、障害児の定義は愛の手帳の保持ではなく、診断名等で判断してほしいということである。</p> <p>また、別件で、障害者の認定がなく、手帳を持っていない障害や病気を持った兄弟が、同じ園に入れるようにという要望である。子どもが2人いて、上の子どもに先天性の病気があるが、手術をした場合、改善が見込めるので、障害の手帳の交付はない。下の子どもは健常な子で保育園に通っているが、兄弟姉妹が別々の保育園に入っていて、保護者として不便があるので、選考時において同じ園に入れてほしいという要望である。</p>
委員	それは個人的な要求か。それとも、文言化してほしいということか。
事務局	こういう場合もあるので、今回の制度変更の中でぜひ検討してほしいということである。現状、上のお子さんと下のお子さんが別々の園に通っているため、障害を持っていることなどを考慮して、同じ園に入れてほしいということである。なお、調整の中で出てくるが、兄弟姉妹については、国でも子どもの成長のためなるべく同一園で見えていくということを出してきているため、墨田区としても、指数等を調整して、なるべく同一園に入れたいと考えている。
委員	資料5の事由の中に子どもの障害はない。右側の優先利用については5番にある。今の意見は、この事由の中に障害を入れれないといけないケースなのか。また、障害を持っていて、保護者が保育園に入れたいと希望した場合に、保育園に入れる事由として認めるという意味で、墨田区は10番のところであらうという事由を定めることは可能である。
委員	障害のある子が保育園に入らなくてはならないという理由はどこにもない。おそらく、事

	由にはならない。障害がある子がなぜ保育園に入れるのかということがよく分からない。
委員	今回の2件目のケースの場合、病気はあるが、手術をすれば直るということで、手帳の交付は受けることができない。
委員	2番目の人は、2人を同じ保育園に入れてほしいというので、こちらの子どもが障害を有する場合と兄弟関係と二つ合わせてアップするだろう。 障害の手帳は、何年間か同じ状態にあるということが証明されないと、子どもの場合、ほとんど出せない。心の障害も同様であり、身体障害も欠損は出るだろうが、ある程度時間がたたないと出ない。 知的障害なのか身体障害なのかというのでも話が違うし、知的障害があるために教育的な措置として保育園に入れたいというのは分かるが、身体障害で親が働いていないで保育園に入るという理由は、やっぱり分からない。それだったら、違う施設に行くべきだと思う。障害の種類も分からず、その辺が整理されていないため、個別対応なのではないかと思う。 親の介護というのが事由の中にあっただが、障害のある子どもの介護という考えはできると思う。その子をどこか通所に連れていくにしても、介護は介護なので、その時間を伸ばすか、ポイントをアップするかというのはできると思う。
事務局	(資料5、資料6について説明)
委員	事由の9番の育児休業取得時に既に保育を利用している子どもについて、基準指数はなくていいのか。
事務局	これは第2次に対しての事由で、その2次変更の申し込みは、新規に申し込むということのため、なくてもよい。
委員	調整指数の22番に、育休を取得している保護者が復職するために保育施設の入所を希望する場合というのが入っているが、これはどういうことか。これは、基本指数ではなくて調整指数だが、この親の基本指数は何に当たるのか。
委員	既に保育園に入っている子の保護者が、育休のため働いておらず、本来であれば子どもは預かれないが預かるということである。基本指数は就労になる。
委員	資料6の保育時間の案において、短時間にバツ印がついているのはどういう意味か。
事務局	これは、国の施行規則の中で標準時間とすると決められているため、標準時間認定になるということである。
委員	さっきの障害児の方は、働きたいということだから事由は労働である。労働したいが障害のため、フルタイムで働けずにポイントが下がってしまうから、そのポイントを上げてほしいということだろう。
委員	発達障害ではたまたまに、子どもの治療のために集団に入れたいというのがある。それは事由の中に何もないので、入所希望しても、親が働いていないから駄目だという今の状況がある。
委員	それを10番に入れればよい。
委員	そういうことも、医師の診断に基づいて、子どもの事由として必要な場合というのを10番に入れることもできるのではないか。
事務局	一つは、医者診断に基づくと、かなりの子どもに必要性が出てくる。その場合、各保育園での問題として、対応も含めて可能かという検討をしなければいけない。ここで言葉では入れるといいが、本当に入れていいのかというのはある。
委員	それは教育の方で、別枠で考えていかないといけない。専門の施設は満員で入れない。本

	人のためにも、私たちのためにも、教育しないとイケない。なるべく教育的な措置をしてあげたいというのはあるが、それと保育園の入所というのは、同じ話ではない。
事務局	療育という観点で、保育所がそういう機能を果たし得るとするのは、確かにそうだが、それを他人に優先して入れる施設として位置付けるかどうかは、また別の議論ではないか。
委員	この件について、今回は結論を見送ることとしたい。他にはいかがか。
事務局	数字については、委員の意見を伺った上で、区として入れていきたい。どこにどう点を入れるかで、それぞれ利害がぶつかってしまう。最終的な責任は区に任せていただき、意見をいただきたい。
委員	28番は今までだとどういったものか。
事務局	例えば、家庭状況により保護者が保育できないため、保育園に入れてほしいといった児童相談所や子育て支援総合センターから依頼があった場合などで、意見書をもって保育園に預ける際に指数を加算していくもので、今までなかったDVや虐待も入ってくる。
委員	例えば、産後うつでうつ病で入院しなさいと言われた場合、19番の精神性の疾患で診断書が出ていれば加算され、かつ、児童福祉法の観点からも加算されるのか。
事務局	通常、28番は客観的に証明できることが必要で、児童相談所や子育て支援総合センターなどからの意見書をもった上で加算していく。そのため、親の疾病があるということは明確に分かる。さらにその上で、子どもを家庭の事情から保育園に預けないといけないような意見書が出ていれば、加算される。
委員	先ほどの障害児の場合、児童相談所や子育て支援総合センターに相談に行き、その事実が明らかになり、保育が必要だったら、28番で点数が上がる可能性は見込めるのか。
事務局	先ほどの場合、支援センターで意見書を出すかというのは判断できない。事務局として、この方がセンターに行って意見書をもたえるかというのは分からない。実際にセンターの専門医と面談し、本当に必要なのか、その方が家で面倒を見られる状態かどうかというのは分からない。その判断はセンター側にある。
委員	基準指数の19番のところ、精神性といっても軽い人から重い人までおり、それをすべて20点という最高点で入っているが、いいのかどうか。段階的なものが必要ではないか。
事務局	診断書のいろいろな項目で、医師の方で丸が付いていれば、だいたい20点となる。
委員	本当に必要な人が3カ月待ちとか、来年まで認定待ちというのが結構あって、子どもは放っておかれ、親とのコミュニケーションが少なく、あと半年も待って大丈夫かというケースがある。それでも保護までは至らないというのも結構ある。そういうことを考えると、もし人数が多いのであれば、一定程度、何か工夫をした方が良いのではないか。
事務局	今の親が精神等で子どもが放っておかれてしまうというケースは、おそらく子育て支援総合センターのケースだろう。そうすると、先ほどの児童福祉法の観点の加算がされるだろう。
委員	結局、親が厳しい状況だと希望にもよるが、長時間を希望する場合もあれば、短時間で大丈夫という場合もある。細かく分けても構わないが、長時間が必要な場合はある。
事務局	そこは調べさせていただき、選べれば、両方にしたいと思う。
委員	資料6で、横棒が入っているところについて、なぜ横棒になっているのか、また、保育施設を利用できる期間と、保育認定の有効期間が違う意味なのかどうかということも含めて、次回、教えてほしい。

	親会議のときにもう一度これをかけるため、意見や質問は17日のときにお持ちいただければと思う。さらに、資料6において水色で示されている4つの事由については、短時間でいいかどうかということも投げかけられているため、これに対する意見も聞かせていただければと思う。
事務局	今日は出していないが、基本指数、調整指数、優先順位について、今、考えているものを出させていただきたい。

(5) その他

事務局	メールでの意見で、保育園の記入欄について、今は5つだが、もっと増やしてほしいという意見があった。理由が3点あり、1つ目は、5つしか書くところがないと本当に希望する園ではなくて、実際に入れるだろうという園しか書けない。2つ目は、4月からは小規模保育や保育ママも加わるため、もっと選択肢があってもいいのではないかと。3つ目は、数を増やしたからといって、制度上の欠陥や問題が生じるわけではないため、そういう希望者がいるのであれば増やしてほしいということである。
委員	区として、希望が増えることについてはいかがか。
事務局	最終的な回答は今後、検討させていただきたいが、一つ増やすと、事務量としては莫大な作業になることは確かである。ただ、その中でも、こういう要望があり、選べるという部分もあるため、検討させていただきたい。

3 次回の予定

委員	次回は11月5日(水)に乳幼児WGを行う。本日はこれで閉会とする。
----	-----------------------------------

以上